

# 兵庫県公報

平成29年11月10日 金曜日 第 2951 号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗＝県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 土地改良区役員の退任の届出（農地整備課）	1
○ 漁船保険の義務付保の同意を求めるための事前届出に係る指定漁船調書の縦覧（水産課）	1
○ 保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	2
○ 瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	2
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定（同）	3
○ 同 上（同）	4
○ 土壤汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定の解除（同）	4
○ 道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	4
○ 自動車専用道路の指定（同）	4
○ 道路の位置指定（建築指導課）	5
<b>公 告</b>	
○ 県有地の一般競争入札による売払い（管財課）	5
○ 大規模小売店舗の廃止に関する届出（都市計画課）	7
○ 入札公告（但馬県民局）	7
○ 同 上（同）	10
○ 同 上（同）	12
○ 同 上（同）	14
<b>病院局公告</b>	
○ 県立こども病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの実施	16
<b>正 誤</b>	
○ 平成29年9月12日付け兵庫県公報第2934号中	19

## 告 示

### 兵庫県告示第970号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出があった。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

#### 下内膳土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	安 川 一 雄	洲本市下内膳1211番地

#### 上八木土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	野 口 幸 男	南あわじ市八木野原332番地2



### 兵庫県告示第971号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるための事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第3項の規定により、届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 届出事項

発起人の住所及び氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項に規定する申出をする漁業協同組合の名称
兵庫県加古川市別府町新野辺2981番地 岩 崎 一 夫 同 県同 市尾上町池田1565—1 中 谷 正 信	東播磨	東播磨漁業協同組合

2 指定漁船調書の縦覧

- (1) 縦覧期間 平成29年11月10日から同月24日まで
- (2) 縦覧場所 東播磨加入区 兵庫県加古川市尾上町池田2133—1 東播磨漁業協同組合



兵庫県告示第972号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。  
平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所  
美方郡香美町村岡区高津字神場1394の3
  - 2 指定の目的  
水源の<sup>かん</sup>涵養
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局豊岡農林水産振興事務所及び美方郡香美町役場に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第973号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。  
なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。  
平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
  - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号  
所長 平 松 知 雄
  - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地  
住友電気工業株式会社伊丹製作所  
伊丹市昆陽北1丁目1番1号
  - (3) 特定施設に関する事項

種 類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 1)		65号 酸又はアルカリによる表面処理施設 (No. 2)		
能 力	20枚/日		25枚/日		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		同 左		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後7日		同 左		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		同 左		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	24時間連続		同 左		
使用時間の季節的変動の概要	なし		同 左		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通常	最大	通常	最大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	0.5~1	0.5	3~12	3~12
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	10以下	10	10以下	100
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	120以下	120	120以下	120
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	40以下	40	3,000以下	3,000
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	250以下	250	—	—
	リン 含 有 量 (単位 mg/L)	—	—	—	—
	水銀及びアルキル水銀 その他の水銀化合物 (単位 mg/L)	0.0005以下	0.002	—	—
	アンモニア、アンモニア化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単位 mg/L)	250	250	—	—
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	1以下	1	1以下	1	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m <sup>3</sup> /日)	0.0028	0.0056	0.03	0.075	

備考 汚水等は、公共下水道へ放流するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成29年11月10日から同年12月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び伊丹市市民自治部環境政策室環境保全課



兵庫県告示第974号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定する区域  
たつの市揖保町栄字カナヤ135番4の一部
- 2 特定有害物質の名称  
六価クロム化合物



**兵庫県告示第975号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定する区域  
加古郡播磨町宮西字古河346番4の一部
- 2 特定有害物質の名称  
カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、水銀及びその化合物、セレン及びその化合物、鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、ほう素及びその化合物並びにポリ塩化ビフェニル
- 3 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第4項第11号に該当



**兵庫県告示第976号**

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第2項の規定により、形質変更時要届出区域の指定を次のとおり解除する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 指定を解除する区域  
平成23年兵庫県告示第673号により指定した区域（川西市多田桜木町1丁目102番の一部）の全部
- 2 特定有害物質の名称  
ベンゼン
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置  
基準不適合土壌の掘削による除去及び原位置での浄化による除去



**兵庫県告示第977号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成29年11月11日から供用を開始する。

その関係図面は、平成29年11月10日から2週間、阪神北県民局宝塚土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井戸敏三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
県道 川西インター線	川西市石道字西ヶ峰9番1から 同 市東畦野1丁目379番1まで	旧	19.0から 115.0まで	2,941.0	予定地
		新	19.0から 119.0まで	2,941.0	



**兵庫県告示第978号**

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定により、自動車専用道路を次のとおり指定する。

その関係図書は、平成29年11月10日から2週間、兵庫県県土整備部土木局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 路線名  
県道川西インター線
- 2 指定する道路の部分  
川西市石道字イクシ27番6から  
同 市西畦野字大ヶ原1番35まで
- 3 指定する日  
平成29年11月10日



**兵庫県告示第979号**

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、淡路県民局洲本土木事務所まちづくり建築課において縦覧に供する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H29淡路位置 0006号	29. 10. 24	南あわじ市賀集八幡字鯛ノ内161番1の一部	6. 165	31. 65 26. 55

**公 告**

**県有地の一般競争入札による売払い**

県有地を一般競争入札により売り払うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 入札に付する県有地  
売払物件

物件 番号	所 在 地	面積 (㎡)	地 目
11	加東市家原字堂ノ東332番1	1, 230. 40	宅地
12	宍粟市山崎町門前字西垣内293番1ほか	321. 61	宅地
13	美方郡香美町香住区七日市字下川原179番22	312. 41	宅地
14	淡路市志筑字明神前3068番2	1, 327. 36	宅地

- 2 入札に参加する者に必要な資格  
次に掲げる者以外の者であること。
  - (1) 成年被後見人
  - (2) 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (3) 民法（明治29年法律第89号）第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
  - (4) 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例による

こととされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

(5) 民法第6条第1項の規定による営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者

(6) 破産者で復権を得ない者

(7) 兵庫県における不動産の売却に係る契約手続において次の事項に該当すると認められる者で、その事実があった後、2年間を経過しない者

なお、その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

ア 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

イ 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げた者

ウ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

エ アからウまでのいずれかに該当する事実があった後2年間を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

(8) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

(9) 売払物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供しようとする者

(10) 破壊活動防止法（昭和27年法律第240号）に基づくところの破壊的団体及び当該団体の役員又は構成員

### 3 契約条項を示す場所

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

### 4 入札参加申込用紙の配布場所及び配布期間並びに申込場所及び申込期間

(1) 配布場所及び申込場所

前記3に同じ

(2) 配布期間及び申込期間

平成29年11月10日（金）から同年12月1日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

### 5 入札の場所及び日時

(1) 物件番号11

ア 場所

加東市社字西柿1075-2

社総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成29年12月4日（月）午後1時30分から

(2) 物件番号12

ア 場所

赤穂郡上郡町光都2-25

西播磨総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成29年12月5日（火）午後1時30分から

(3) 物件番号13

ア 場所

美方郡香美町香住区矢田40-1

兵庫県立香住高等学校内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成29年12月7日（木）午後1時30分から

(4) 物件番号14

ア 場所

洲本市塩屋 2-4-5

洲本総合庁舎内会議室（詳細は、入札参加申込者に別途連絡する。）

イ 日時

平成29年12月 8 日（金）午後 1 時30分から

6 入札保証金

- (1) 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上の額とする。
- (2) 入札保証金は、金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手により納付すること。

7 入札に関する条件

- (1) 入札書を所定の日時まで提出していること。
- (2) 所定の額の入札保証金が納付されていること。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札又はこれらの者が更に他の者を代理してした入札でないこと。
- (4) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (5) 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- (6) 代理人が入札をする場合は、委任状を提出すること。
- (7) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (8) 再度入札に参加することができる者は、初度の入札に参加した者のうち当該入札が無効とされなかった者であること。

8 入札の無効

入札参加資格がない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

9 入札についての照会先

兵庫県企画県民部管理局管財課財産管理班

電話 (078) 341-7711 内線2550・2655



**大規模小売店舗の廃止に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の廃止の届出があった。

平成29年11月10日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 DCMダイキ魚住店

所在地 明石市魚住町長坂寺辻ケ内284

2 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計

4,183平方メートル

3 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計

0平方メートル

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日

平成29年12月31日

5 届出年月日

平成29年10月 4 日



**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年11月10日

契約担当者

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量

但馬県民局豊岡土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約） 予定数量600トン

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

(4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

(5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

(1) 交付期間

平成29年11月10日（金）から同月15日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 福嶋

電話（0796）26-3606 F A X（0796）24-7490

4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

(1) 入札参加申込書の提出期間

平成29年11月10日（金）から同月15日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成29年11月24日（金）午後1時30分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 3階301会議室（豊岡市幸町7-11）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年11月22日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
入札金額の100の5以上の額を、平成29年11月22日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。  
ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成29年11月22日（水）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（木）以降の任意の日を終了日とすること。  
入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。
- (3) 契約保証金  
契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。  
ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。  
イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。  
ウ 契約金額が200万円以下であるとき。
- (4) 入札に関する条件  
ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。  
イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年11月30日（木）までであること。  
ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。  
エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。  
オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。  
カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。  
キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。  
ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。  
ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
  - (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
  - (i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約当事者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年11月10日

契約担当者

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

但馬県民局新温泉土木事務所管内凍結防止剤購入(塩化ナトリウム・500キログラム袋入・単価契約) 予定数量515トン

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

## (4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

## (5) 入札方法

上記(1)の物品の単価(500キログラム袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。)について入札に付する。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県(以下「県」という。)の物品関係入札参加資格(登録)者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

(4) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成29年11月10日(金)から同月15日(水)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 福嶋

電話 (0796) 26-3606 F A X (0796) 24-7490

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書の提出期間

平成29年11月10日(金)から同月15日(水)まで(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

## (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成29年11月24日（金）午後 1 時40分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 3階301会議室（豊岡市幸町7—11）

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年11月22日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

入札金額の100分の5以上の額を、平成29年11月22日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成29年11月22日（水）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

(3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

(4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年11月30日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(i) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

## (6) 契約書作成の要否

要作成

## (7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

## (8) その他

詳細は、入札説明書による。

~~~~~

**入札公告**

次のとおり一般競争入札に付す。

平成29年11月10日

契約担当者

但馬県民局長 秋 吉 秀 剛

## 1 調達内容

## (1) 調達物品及び数量

但馬県民局新温泉土木事務所管内凍結防止剤購入（塩化ナトリウム・1トン袋入・単価契約） 予定数量380トン

## (2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

## (3) 納期

契約担当者が仕様書等で指定する期日

## (4) 納入場所

契約担当者が仕様書等で指定する場所

## (5) 入札方法

上記(1)の物品の単価（1トン袋入り1トン当たりの単価。消費税及び地方消費税相当額を含まない。）について入札に付する。

## 2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

## (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

## (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

## (3) 入札参加申込期間の最終日及び当該調達の開札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。

## (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

## (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成29年11月10日（金）から同月15日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 福嶋

電話 (0796) 26-3606 F A X (0796) 24-7490

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書の提出期間

平成29年11月10日（金）から同月15日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

## (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成29年11月24日（金）午後1時50分

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 3階301会議室（豊岡市幸町7—11）

## (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年11月22日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、平成29年11月22日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成29年11月22日（水）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年11月30日（木）までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。



## 3 契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間・場所

## (1) 交付期間

平成29年11月10日（金）から同月15日（水）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 交付場所

〒668-0025 豊岡市幸町7-11

兵庫県但馬県民局総務企画室財務課 担当 福嶋

電話 (0796) 26-3606 F A X (0796) 24-7490

## 4 入札参加申込書及び入札書の提出期間

## (1) 入札参加申込書の提出期間

平成29年11月10日（金）から同月15日（水）まで（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

## (2) 入札参加申込書の提出場所及び問合せ先

前記3(2)に同じ。

## (3) 入札・開札の日時及び場所

日時 平成29年11月24日（金）午後2時

場所 兵庫県豊岡総合庁舎 3階301会議室（豊岡市幸町7-11）

## (4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成29年11月22日（水）午後5時までに前記3(2)の場所に必着のこと。

## 5 その他

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札保証金

入札金額の100の5以上の額を、平成29年11月22日（水）午後5時までに納入しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出したとき。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。保険期間は本件入札の参加申込後で、平成29年11月22日（水）以前の任意の日を開始日とし、同月30日（木）以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、入札金額の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

## (3) 契約保証金

契約希望金額の100分の10以上の額の契約保証金を求める場合がある。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 過去2年間に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体とその契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、その契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

イ 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その保険証書を契約保証金に代えて提出したとき。

ウ 契約金額が200万円以下であるとき。

## (4) 入札に関する条件

ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。

イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が平成29年11月30日

- (木) までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額、入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。  
なお、代理人が入札する場合は、入札書に代理人の記名及び押印があること。
- キ 代理人が入札する場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
要作成
- (7) 落札者の決定方法  
入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (8) その他  
詳細は、入札説明書による。

## 病 院 局 公 告

### 県立こども病院跡地利用事業者選定に係るプロポーザルの実施

県立こども病院の跡地利用事業者を選定するため、以下のとおりプロポーザルを実施する。

平成29年11月10日

兵庫県病院事業

兵庫県病院事業管理者 長 嶋 達 也

#### 1 趣旨

県立こども病院の移転整備に伴い、兵庫県病院局（以下「兵庫県」という。）では、平成24年2月に策定した「県立こども病院建替整備基本計画」の方針に基づき、民間事業者による跡地利用を図るため、公募型プロポーザル方式（企画提案競技）により、地域住民の意向等を踏まえた事業の実施を提案した事業者に対し、旧県立こども病院（以下「旧病院」という。）の土地・建物を一括売却することとしている。

このため、以下のとおり、兵庫県が提示する要件に従って、事業展開を希望する跡地利用事業者の提案を募集する。

#### 2 事務局

兵庫県病院局企画課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 (代表) 内線3495、3496

F A X (078) 351-2883

電子メールアドレス byouinkikakuka@pref.hyogo.lg.jp

#### 3 事業対象土地・建物

##### (1) 土地

ア 所在 神戸市須磨区高倉台1丁目1番

イ 地目 宅地

ウ 面積 31,157.50平方メートル

##### (2) 建物

- ア 所在 (1)アに同じ
- イ 種類 病院本館ほか18棟
- ウ 面積 延べ32,606.23平方メートル

#### 4 応募資格

- (1) 提案者は、自ら事業対象土地・建物の所有権を取得し、施設整備を行う事業者及び施設運営（施設を賃貸、一部転売する場合を含む。）を行う事業者により構成すること。
- (2) 提案者は、1者とすることも複数の事業者で構成するグループとすることも可能とする。複数の事業者のグループにより提案する場合には、グループの代表者を定めること。
- (3) 提案者の構成員は、他の提案者の構成員になることはできない。
- (4) 提案者は、次の要件をすべて満たすこと。
  - ア 提案する事業を円滑・計画的に遂行でき、安定的かつ健全な財務能力を有している者（提案者（グループにより提案する場合はグループの代表者）が債務超過になっていないこと。）
  - イ 提案する事業を効率的かつ効果的に実施できる経験及びノウハウを有している者
  - ウ 事業対象土地・建物の購入金額の支払能力のある者
- (5) 提案者の法人（グループにより提案する場合は全ての構成員）がアからエまでのいずれにも該当しないこと。また、その役員等がオの各項目に該当しないこと。
  - ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく兵庫県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当していないこと。
  - イ 兵庫県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていないこと。
  - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て（旧会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づくものを含む。）、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと（ただし、更生計画認可決定又は再生計画認可決定がなされている場合はこの限りではない。）。
  - エ 法人税、消費税、地方消費税又は法人事業税等について滞納していないこと。
  - オ その役員等が次に該当しないこと。
    - (イ) 役員等が暴力団員であると認められる者
    - (ロ) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
    - (ハ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者
    - (ニ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
    - (ホ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- カ 参加資格の確認基準日は、提案申込書の提出期限の日とする。

#### 5 最低売却価格（税抜）

1,740,000,000円

#### 6 提案要件

- (1) 建築基準法（昭和25年法律第201号）、医療法（昭和23年法律第205号）、その他国、県、神戸市の関係法令等を遵守すること。
- (2) 「県立こども病院建替整備基本計画」（平成24年2月策定）に掲げる「現病院の資産活用」を踏まえた内容とすること。
- (3) 提案にあたっては、医療法の規定に基づく病院又は診療所を整備すること。開設後、少なくとも10年間は安定的、継続的に医療提供を行うこと。  
なお、病院の整備にあたっては、兵庫県保健医療計画の制約を踏まえること。
- (4) 医療機関以外の施設（以下「その他施設」という。）については、介護老人保健施設などの介護・福祉機能を含む「健康・福祉・医療の向上」につながる提案を含めることが望ましい。
- (5) 地域住民が集える施設など、地域に開かれた機能を提案に含めることが望ましい。
- (6) 建物の改修、解体等が必要な場合は、兵庫県から引渡しを受けた後、事業者の負担において行うこと。
- (7) 工事着手は、土地・建物の引渡しの日から1年以内に行い、5年以内に施設の建設を完了させるとともに、事業の運営を開始すること。
- (8) 提案時の設置・運営計画を変更する場合は、兵庫県の承諾を得ることとし、土地・建物は、兵庫県の承

諾のない限り、運営開始後10年間は、用途の変更及び第三者に転売又は貸付けを行わないこと。

- (9) 事業計画や工事の実施等に係る周辺地域への説明、関係機関との調整等は、事業者の責任において適切に行うこと。
- (10) 事業対象土地・建物を次の用途に使用してはならない。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど公序良俗に反した用途
- イ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業、同条第5項に定める性風俗関連特殊営業の用途

## 7 提案手続

- (1) 募集要項の配布場所及び配布期間

ア 場所

(7) 兵庫県病院局企画課（神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁西館2階）

(4) インターネットからのダウンロード

([http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/kodomoatoti\\_puropo-zaru.html](http://web.pref.hyogo.lg.jp/bk01/kodomoatoti_puropo-zaru.html))

イ 期間

平成29年11月13日（月）から同年12月12日（火）まで

ただし、上記ア(7)においては、午前9時から午後5時まで（正午から午後1時まで並びに土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

- (2) 質疑書の提出

ア 期間 平成29年12月1日（金）から同月15日（金）まで

イ 提出先 前記2に同じ。

ウ 提出方法 質疑の要旨を質疑書に簡潔にまとめ、事務局あてに電子メール又はFAXにより送付すること。口頭、電話等による質疑は受け付けない。

エ 回答方法 質疑書を提出した者及び提案申込み（参加表明）者全員に電子メール又はFAXにより回答する。

- (3) 提案申込み（参加表明）

ア 期間 平成30年1月15日（月）から同月19日（金）まで（郵送の場合は、期間内に必着のこと。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 前記2に同じ。

ウ 提出方法 提案申込書を記入の上、持参又は郵送にて提出すること。

- (4) 提案書類受付

ア 期間 平成30年2月1日（木）から同月9日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。ただし、郵送の場合は、期間内に必着のこと。）

午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

イ 場所 前記2に同じ。

ウ 提出方法 提案書類を持参又は郵送にて提出すること。

## 8 事業予定者の選定

- (1) 選定方法

学識経験者、地元関係団体の代表者等で構成する「県立こども病院跡地処分検討委員会」（以下「委員会」という。）において、購入申出価格及び提案内容に対する総合的な審査を行ったうえで、事業予定者を選定し、次点の者を次順位事業予定者として選定する。

なお、提案の内容によっては、第3順位事業予定者まで選定することがある。

- (2) 事業予定者の決定

事業予定者及び順位づけを行った事業予定者は、委員会の選定結果に基づき、兵庫県が決定する。

## 9 その他

- (1) 本公告及び募集要項の承諾

提案事業者は、提案申込書の提出をもって、本公告及び募集要項の記載内容等を承諾したものとみなす。

- (2) 提案費用の負担

提案に要する費用は、提案事業者の負担とする。

- (3) 提案書類に使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(4) 詳細は、募集要項による。

## 正 誤

○平成29年9月12日付け（兵庫県公報第2934号）

兵庫県告示第833号（昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部）中

| (ページ) | (行)   | (誤)  | (正)      |
|-------|-------|------|----------|
| 3     | 下から10 | 但陽銀行 | 株式会社但馬銀行 |